

議案第14号

岩倉市介護保険条例の一部改正について

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市介護保険条例の一部を改正する条例

岩倉市介護保険条例（平成12年岩倉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「29,700円」を「29,900円」に改め、同項第2号中「37,400円」を「37,700円」に改め、同項第3号中「44,500円」を「44,900円」に改め、同項第4号中「52,300円」を「52,700円」に改め、同項第5号中「59,400円」を「59,900円」に改め、同項第6号中「67,100円」を「67,700円」に改め、同号ア中「又は第36条」を「、第35条の3第1項又は第36条」に、「得た額」を「得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「74,200円」を「74,900円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ、第9号イ又は第10号イ」を「、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「89,100円」を「89,900円」に改め、同号ア中「2,000,000円以上3,000,000円」を「2,100,000円以上3,200,000円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「98,000円」を「98,900円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「104,000円」を「104,900円」に改め、同号イ中「に該当する者」を「、次号イ又は第12号イに該当する者」に改め、同項第11号中「109,900円」を「122,900円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 110,900円

- ア 合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の

区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 116,900円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,800円」を「17,900円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,800円」を「17,900円」に、「29,700円」を「29,900円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,800円」を「17,900円」に、「41,600円」を「41,900円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第10号まで」を「第12号まで」に改める。
附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金

額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の岩倉市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料率から適用し、令和2年度分までの保険料率については、なお従前の例による。